

## 別紙2 リスク分担表（案）

本事業をPFI事業で整備する場合の想定されるリスク分担表を下記に示す。

[リスク分担（案）凡例： ○主たるリスクの負担者、△従たるリスクの負担者]

### 1 共通

| リスク項目    | No       | リスク内容  | リスク分担          |     |
|----------|----------|--|----------------|-----|
|          |          |  | 市              | 事業者 |
| 入札説明書リスク | 1        | 入札説明書等の各種公表文書の誤りや市の理由による変更に関するもの               | ○              |     |
| 制度関連リスク  | 法令変更リスク  | 2 本事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立など                   | ○ <sup>1</sup> |     |
|          |          | 3 本事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法               |                | ○   |
|          |          | 4 消費税および地方消費税に関する変更                            | ○              |     |
|          | 税制変更リスク  | 5 本事業に直接影響を及ぼす税制の新設及び変更                        | ○              |     |
|          |          | 6 上記以外の税制の変更等（例：法人税率の変更）                       |                | ○   |
|          |          | 7 事業管理者として市が取得するべき許認可の遅延                       | ○              |     |
|          | 許認可等リスク  | 8 業務の実施に関して事業者が取得するべき許認可の遅延                    |                | ○   |
|          |          | 9 政策変更（事業の取りやめ、学校統廃合、その他）等による事業への影響            | ○ <sup>2</sup> |     |
| 社会リスク    | 住民対応リスク  | 10 整備および事業方針に関する住民反対運動、訴訟、要望などへの対応             | ○              |     |
|          |          | 11 事業者が行う調査、施工に関する近隣住民の訴訟、苦情、要望などへの対応          |                | ○   |
|          | 環境リスク    | 12 事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、臭気、有害物質の排出など）に関する対応 |                | ○   |
|          | 第三者賠償リスク | 13 事業者の行う業務に起因する事故などにより第三者に損害を与えた場合            |                | ○   |
|          |          | 14 市の責任により生じた事故で第三者に与えた損害の賠償                   | ○              |     |

<sup>1</sup> 環境関連の基準変更によって導入機器への要求水準が変更となった場合等、本事業に直接関係する法令の改正等については、基本的に市が負担するが、事業者においても、変更後の要求水準に適合させるための一定の努力を義務づけるものとする。

<sup>2</sup> 政策変更（事業の取りやめ、学校統廃合、その他）等による事業への影響により、事業者に追加費用が発生した場合、その費用は市が負担するものとする。ただし、対象校のうち統廃合が行われる学校については、市が事業者に当該校を対象校から除外する旨を通知した場合は、当該校分の未着手分の設計・施工に係る費用を減額する。

| リスク項目     | No          | リスク内容   | リスク分担          |                |
|-----------|-------------|---|----------------|----------------|
|           |             |   | 市              | 事業者            |
| 不可抗力リスク   | 15          | 計画段階で想定していない（想定以上の）暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、落雷などの自然災害、および、戦争、暴動その他の人為的な事象による設備等の損害 | ○ <sup>3</sup> | △ <sup>3</sup> |
| 経済<br>リスク | 資金調達<br>リスク | 16 事業に必要な資金の確保  |                | ○              |
|           | 物価変動<br>リスク | 17 設計・施工段階の物価変動（整備費に関するもの）  | △              | ○              |
|           | 金利変動<br>リスク | 18 整備費の割賦金利の変動  | ○              |                |

<sup>3</sup> 不可抗力事由により、市に追加費用その他損害が発生した場合、市は事業者に損害賠償請求を行わないこととし、事業者に追加費用その他損害が発生した場合又は、第三者に損害が発生し市又は事業者において当該第三者に対して責任を負うべき場合は、一定の金額までを事業者の負担、それを超えるものについては市の負担とする。より詳細な負担方法については、今後事業契約書（案）において提示する。

## 2 設計・施工段階で発現したリスク

| リスク項目     | No           | リスク内容  | リスク分担                                |     |
|-----------|--------------|--|--------------------------------------|-----|
|           |              |  | 市                                    | 事業者 |
| 測量・調査リスク  | 20           | 事業者が実施した測量、調査等に不備があった場合                        |                                      | ○   |
|           | 21           | 事業者が実施した測量、調査の結果、既存校舎の構造等に想定し得ない重大な欠陥が発見された場合等 | ○                                    |     |
| 計画<br>リスク | 22           | 事業者が実施した設計に不備があった場合                            |                                      | ○   |
|           | 23           | 市の要望による計画・設計条件の変更等を行う場合                        | ○                                    |     |
| 工事<br>リスク | 工事費増加<br>リスク | 24   | 事業者の責めに帰すべき事由による工事費の増加               | ○   |
|           |              | 25   | 市の責めに帰すべき事由による工事費の増加                 | ○   |
|           | 工期遅延<br>リスク  | 26   | 事業者の責めに帰すべき事由により、契約期日までに施設整備が完了しない場合 | ○   |
|           |              | 27   | 市の責めに帰すべき事由により、契約期日までに整備が完了しない場合     | ○   |
|           | 28           | 工事により整備対象設備、点検対象設備及びその他の設備が損傷した場合              |                                      | ○   |
|           | 29           | 工事により施設が損傷した場合                                 |                                      | ○   |
| 工事監理リスク   | 30           | 工事監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生した場合                 |                                      | ○   |
| 要求性能未達リスク | 31           | 工事完了後、市の確認で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合          |                                      | ○   |
| 技術進捗リスク   | 32           | 計画・工事段階における技術進捗に伴い、冷房設備の内容に変更が必要となる場合          | ○                                    |     |